

## 第2章 通 則

### 第1節 審査上の留意事項

- 1 この基準の適用については、行政手続法（平成5年法律第88号）及び宇都宮市行政手続条例（平成8年条例第41号）に基づき、関係者に説明を十分行い、協力を得て指導すること。
- 2 消防同意は、防火対象物の出火防止、火災が発生した場合の通報、避難、消火、延焼防止を含む消火活動等の総合的な防災対策について審査し、消防用設備等が相互に関連して有機的に活用できるよう設置指導すること。
- 3 消防用設備等に関して各種の技術開発が進められていることから、これらの消防用設備等の機能、信頼性等の把握に努め、実態に則した指導をすること。
- 4 消防用設備等のうち、自主設置のもの及び他の法令に基づいて設置するものについても、原則として本基準を適用するものとする。
- 5 特異な設置計画等、審査上判断が困難なものについては、主管課と協議すること。
- 6 消防同意の対象となる建築物について、危政令で規制する許可や条例で規制する各種届出等の対象となる場合は、危険物グループとの連絡、連携等に配慮すること。
- 7 本基準中、■の表示が付されている部分は指導基準を示す。  
文章中、(年号, 年月日 消防○第○○○号)は消防庁通知を、(年号, 年月日)は宇都宮市消防局指導基準における運用開始の日付を示す。
- 8 消防用設備等及び特殊消防用設備等の届出については、予防課指導グループは新築、または、増築、改築で確認申請を伴う防火対象物等処理し、各署は既存防火対象物で、確認申請を伴わない増築、改築を処理する。(平4.4.10)
- 9 火災予防条例第44条関係の届出については、予防課指導グループは新築、または増築、改築で確認申請を伴う防火対象物処理、危険物を使用するボイラー、発電機等は危険物グループが処理し、各署は上記以外の既存防火対象物処理する。  
(平4.4.10)
- 10 消防法施行令第32条については、平成16年5月31日付 消防予第90号「消防法施行令第32条の改正に伴う運用上の留意事項について」に留意し運用すること。